ITJ Lab 著作権の権利ガイド

貸与権（第26条の3）

貸与権は、映画以外の作品について、コピーを公衆に貸すことについての権利です。CD や本のレンタルが代表例です。

概要

ひとことで言うと

貸与権のイメージ



条文

条文を読む（第26条の3）と「貸与」の範囲

> **第二十六条の三（貸与権）**
> 著作者は、その著作物（映画の著作物を除く。）をその複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供する権利を専有する。

行政資料

文化庁の説明と、貸与権の歴史

貸与権の歩み（文化庁テキストの説明による）

1984年

貸与権ができる

貸レコード業への対応。書籍・雑誌は当分の間、対象外とされた

2004年

書籍・雑誌にも働くようになる

コミックレンタルの広がりなどが背景

まとめ

まとめ

1. 貸与権は、映画以外の作品のコピーを、公衆に貸すことについての権利（第26条の3）。
2. 名目や方法を問わず、貸すのと同じことをさせる行為も含む（第2条第8項）。
3. 1984年に貸レコードへの対応として生まれ、2004年から書籍・雑誌にも働く。

ご覧いただき、ありがとうございました

この動画は、著作権法の一般的な制度の説明です。
個別の事案についての法律相談・法的助言ではありません。
条文：著作権法（e-Gov 法令検索。取得前の仮置きを含みます）／行政資料：文化庁「著作権テキスト」ほか

itjlab.com/chosakuken